

第 140 号

瓦版 えくれしあ

～ 集いの場 ～



目 次

1. 帰国後労働基準監督署に申告した技能実習生の事例報告
2. グローバル化とフィリピン先住民
特定非営利活動法人 社会理論・動態研究所 吉田舞
3. 無料法律相談会のお知らせ(第8回)
4. 特定非営利活動法人マザーハウス
5. 韓国で外国人労働者への「虐待がまん延」、人権団体が警告
6. 外国人技能実習生チクリ掲示板から
7. ケラメイコス 長崎三彩
8. 本の紹介 難民高校生。 仁藤 夢乃 著
9. 今月の言葉

帰国後労働基準監督署に申告した技能実習生の事例報告

技能実習生ジョバニー・アルメンテロスさんは今治市伯方町にあるしまなみ造船の下請(有)イーグルで働いていました。今年の3月に四国のユニオンに対応を依頼していましたが、4月下旬の帰国までに解決せず、また本人とユニオンとの間の連絡体制もしっかりしていなかったようで帰国前からユニオンに連絡しても回答が無いと再三連絡がありました。帰国後の再就職に必要な雇用証明書も彼だけ交付されておらず、ユニオンに連絡したところ書面による抗議の申し入れがなされ解決しました。送られてきた抗議書と回答書の内容を見ると双方一方的な内容であり、既に帰国している本人の焦燥感、ユニオンと本人との意思疎通状況からみて解決は難しいと思われたため本人から今治労働基準監督署に申告させることにし、申告書の文案を送り、労働基準監督署と入国管理局に送らせました。これに先立って私からも一件書類を送付しておきました。労働基準監督署は私への委任状を送らせていても代理人と認めてくれませんでした。技能実習生との連絡は全て私を介して行うことになりました。問題となる点はいろいろあっても申告となると当然労働基準法に関係した問題しか対象になりません。勤務時間を日々記録したものもありながらも結果として会社側の言い分に沿って解決が図られました。労働基準監督署と電話で話さず、会社はユニオンと団体交渉した議事録の内容と異なる回答をしていることが分かりました。この議事録も労働基準監督署に送っていますが、参考にされることはありませんでした。結果として、会社は60,813円の未払賃金を支払うと労働基準監督署に回答し、本人にも連絡してきました。この金額も私は本人からしか聞く事は出来ませんでしたし、計算の根拠も不明です。

満足のいく結果は得られなくても帰国後労働基準監督署へ直接申告をさせるという方法で解決が図れた例として報告します。

1．始業前 20 分間のミーティングが帰国まで毎日あった点について

始業前のミーティングは建設業や工場では普通にみられる光景ですが残業代としてカウントされる例は少なく、この会社でも同様でした。本人が労働時間を記録したノートには始業 20 分前から記録されており、タイムカードも同様に毎日 20 分程前の時刻が打刻されていたことを労働基準監督署も確認したと聞きましたが、会社が「始業前のミーティングはなかった。」と主張したことに対して「これを覆す証拠はない。」としてミーティングがあったとは認められませんでした。労働基準監督署が企業に立ち入り調査をするとパソコンのログオンとログオフの時間に従って労働時間を計算すると聞いていますが・・・。

2．午前午後各 15 分の休憩が与えられていなかったこと

この会社の休憩時間は 90 分で労働時間は 7.5 時間でした。午前・午後に各 15 分の休憩があるはずですが、これは一切与えられていませんでした。しかし基本給からみると 1 日 8 時間労働で計算されていました。ユニオンからもらった資料をみると年休は 1 日 0.5 時間として買上、調整手当として支払っていたとありますが、手元にある賃金支給明細書にそうした手当はありません。また労働契約書を見ると所定労働時間を超えたら 25% の割増賃金を支払うとなっているため残業手当として支払われるはずですが残業手当が無い月もあるため年休の買い上げとしか考えられません。そうすると午前午後の休憩時間の 0.5 時間分は未払となります。

私自身 30 分の休憩が与えられていると理解して作成した資料をユニオンに渡していました。ユニオンが本人と面談してこのあたりのことを把握していたのかどうか不明です。会社は、ユニオンと団体交渉の後、午前午後各 15 分の休憩を取らせるようになり、本人からは「8 時間労働から 7.5 時間労働になって賃金が減る。」と不満を言ってきました。

3．有給休暇が取得禁止されていたことについて

この問題はすでに帰国して行使できる状態にないため申告としては取り上げられませんでした。帰国までに年次有給休暇を行使できたとは聞いていませんし、団体交渉後は買上代も無視されたのでしょうか。

4．1 カ月単位の変形労働時間制で年間休日日数が 88 日とされていることについて

造船所では盆や年末年始にまとめた休暇を取るための 1 年単位の変形労働時間制を採用するが普通です。しかし労働契約書には 1 カ月単位の変形労働時間制とされています。契約書に記載された休日日数は 88 日であり、1 カ月変形で必要とされる休日日数の 95 日(注 1)を大きく下回っています。ちなみに 1 日 7.5 時間労働の場合、1 年単位の変形労働時間制で必要とされる休日は 87 日(注 2)となるため 1 カ月変形と 1 年変形を悪用して労働時間のごまかしを考えていたと疑いたくなります。監督署の話によると事務所に張られていたカレンダーには労働契約書には記載されていない年末年始と盆の休日も記載されていたそうです。カレンダーが手元にないため 1 カ月変形労働時間制が成立するかどうか確認できません。

(注 1) 1 カ月変形制の休日日数 28 日以外の月は 8 日の休日が必要、 $8 \text{日} \times 11 \text{月} + 7 \text{日} = 95 \text{日}$

31 日の月は、 $31 \text{日} / 7 \text{日} \times 40 \text{時間} = 177.1 \text{時間} \div 7.5 \text{時間} = 23 \text{日}$ の労働日数で休日 8 日が必要

30 日の月は、 $30 \text{日} / 7 \text{日} \times 40 \text{時間} = 171.4 \text{時間} \div 7.5 \text{時間} = 22 \text{日}$ の労働日数で休日 8 日が必要

28 日の月は、 $28 \text{日} / 7 \text{日} \times 40 \text{時間} = 160.0 \text{時間} \div 7.5 \text{時間} = 21 \text{日}$ の労働日数で休日 7 日が必要

(注 2) 8 時間労働の場合の年間休日は 105 日必要となります。この会社では、90 分の休憩で、午前午後各 15 分の休憩は与えられておらず実質 8 時間労働でした。

5．盆と年末年始の休日について

これ等は労働契約書に記載が無い休日であるため当然休業補償の対象になるはずですが。この点に関して労働基準監督署の回答は、「会社は、技能実習生達の来日時にカレンダーを示して休日である旨説明し、本人たちも了承しているため契約書への記載が無くても休業手当を支払う必要はない」との説明でした。来日前に労働条件は決定しています。それを来日早々変更するのは詐

欺行為と言えます。ましてや技能実習生の賃金は時間給です。来日前に貰った契約書にない休日が増えれば賃金は大きく減少してしまいます。本人たちが納得したのであれば、2年目から契約書が改められていればまだ納得もできますが3年間同じ内容です。口頭説明で済ませる問題ではなく、あくまでも契約書の内容また技能実習生制度の枠組みの中で判断してもらいたいものです。

6. その他の問題

研修手当の問題

研修手当は7万円とされていたのに2.8万円しかもらっていないとの問題がありましたが、労働基準法の問題でないため申告の対象とはなりません。この問題は、よく聞きますが、研修期間を不正に短縮するため発生する問題と言えます。短縮された部分に対する研修手当や賃金また家賃などの清算の説明がしっかりなされていない為なのかごまかしがあるのかよく分かりませんが、会社に対する不信感を醸成する原因の一つとなっています。

休日等に社長の自宅やヨットの清掃をやらされていたこと

労働と見るかどうか難しいところです。しかし警察も弁護士も信用できない国から来ている人達にとってこの命令に従わなければ帰国させられるか、暴行されるかと身の危険を感じ、従う以外の選択肢はありません。江田島市で起きた中国人技能実習生の殺人傷害事件の報道を見ても良くしてやったのに恩をあだで返されたといったニュアンスの記事もありました。お弁当屋さんの残業代未払の問題ではお弁当を持って帰らせていたのに・・・残業代を請求するのならお弁当はそれから差し引くといった発言もありました。彼女たちに言わせると美味しくないので断るわけにもいかず日本人の小母さんたちにあげていたとのことでした。良くしてあげたいと言う気持ちは良く分かりますが、国際交流と労働契約とを整理できず公私混同してしまう結果、技能実習生は使い捨ての労働力、労働契約は入管対策用の紙切れという考え方につながり、残業代や年休のごまかし、罵詈雑言は当たり前ということになってしまっていて問題を大きくしているケースも少なくないように思います。

帰国時の差別的取扱い

問題提起したのは同期3名中の1名でした。この結果、彼は帰国時のさよならパーティーに呼ばれることもなく、餞別5万円も彼だけ除外され、雇用証明書も渡されることはありませんでした。雇用証明書については帰国後ユニオンを通じて申し入れると、会社に交付義務はないし、差別行為をしているわけではない。本人の能力が一定水準に達していなかったため、ユニオン加入が原因ではないが、検討の結果交付すると回答がありました。労働基準法(第22条第1項)は本人から請求があった場合には遅滞なく交付しなければならないと定めています。技能実習生が帰国して就職するため必要な書類となっていますので無条件で交付してもらいたいものです。

会社は5月半ばには郵送したと思われませんが、7月に申告書を発送する時点で本人の手元に届いていませんでした。労働基準監督署が会社に連絡すると送付済みとのことで、会社が報告したEMS(国際スピード郵便)の番号を基に労働基準監督署が調べると郵便局に届いていることが分かりました。また未払賃金の支払額通知書も同様に郵便局で止まったままでした。郵便局留めで出したのであればEMSの番号と発信日の連絡が無いと受け取れないと思うのですが・・・それともフィリピンの郵便事情によるものかよく分かりません。



グローバル化とフィリピン先住民

特定非営利活動法人 社会理論・動態研究所
吉田舞

近年、経済のグローバル化と労働市場の再編、労働階層の両極化など、労働の性格・構成・機能の変容をめぐる議論が盛んに行われています。フィリピンにおいても、非正規雇用が増加し、その底辺では、従来の家事労働従事者（いわゆるメイド）や洗濯婦、廃品回収などに加え、ビルの清掃や、タクシーなどでの乗客の呼び込み、駐車場の誘導係など、新たな職種が増加しています。そのようななか、フィリピン先住民の生活や労働も、居住地の移動や平地社会¹との関わりのなかで、急激に変容しています。今回から数回に渡り、そのような先住民の人々の生活や労働について紹介したいと思います。

先住民アエタとは

フィリピン先住民アエタ（以下、アエタ）は、約2万5000年前の後期旧石器時代、東南アジア大陸部から移動してきたネグリティ系（身長が低く、縮毛、暗褐色の肌を特徴とする）の人びとです。アエタはもともと「山の民」ではなく、平地で生活していましたが、マレー民族がフィリピンの島々に渡来した後、その多くが山間部で生活するようになりました。アエタの人口の特定は容易ではありませんが、フィリピン総人口の0.2%にあたる13万人ともいわれており、その中でもルソン島中部のピナトゥボ山周辺に暮らすピナトゥボ・アエタは3万人～4万人といわれています。彼ら/彼女らの多くは、ピナトゥボ山中や山麓で、精霊信仰を守り、移動焼畑農耕を主たる生業としながら暮らしていました。1991年、そのピナトゥボ山が、雲仙普賢岳の噴火の600倍ともいわれる規模の噴火を起こしました。2万人余のアエタが被害を受け、その多くが居住地を失い、避難生活を強いられました。この噴火をきっかけに、アエタの人びとは政府や自治体、国内外のNGO（非政府組織）団体から援助を受ける過程で、平地社会（多数派フィリピン社会）と急接近していくこととなります。ピナトゥボ山の噴火から20年以上経ったいま、平地社会との「共存」が進むなかで、アエタの人びとの生活も大きく変容しています。

先住民アエタとの出会い

1999年、私は、はじめて先住民アエタの集落であるサパ（Sapa, 仮名²）を訪れました。きっかけは、当時通っていたフィリピンの大学のフィールドワークの授業でした。その翌年、私は卒論調査のために、大学のクラスメート2人とともに、6ヶ月間ほど、サパのアエタの首長の家に滞在しました。当時は、まだ英語が話せるアエタは少なく、タガログ語と、片言のアエタの言語（マガンチ・アエタ）、そして地域の言語であるパンパンガ語（私は話せません



山仕事中のランチタイム。奥は筆者（左）とクラスメート。バナナの葉の裏に炊き立てのご飯とおかずを乗せて食べる。

でしたが、パンパンガ出身のクラスメートは常にこの言語でアエタの人たちと話をしていました)でコミュニケーションを取

¹ アエタではない、多数派の社会。本文では主にクリスチャンのフィリピン人を指します

² 本文では、調査対象の特定を避けるため、村落名と人物名を全て仮名とします。

りました。滞在中は、畑仕事や家事を手伝いながら、人びとの日常会話に耳を傾け、それらを記述してきました。電気もガスも水道も通っていない環境のなか、人びとが山で生きる術や知識をたくさん学びました。

あれから、15年。アエタの生活は劇的に変化しました。集落には、電気が通り、以前は車が一台やっと通れるようなデコボコ道も、マイクロバスが通れるほどに拡張され、舗装されました。観光開発が進み、多いときは、一日に100人以上の外国人が集落を訪れています。サパのアエタも観光誘致に欠かせない労働力となっています。しかしアエタの首長は言います。

村が開発され、発展することはいいことだ。こうやって村を見渡してみても発展している。でも、おいて行かれてる。アエタだけ（発展から）おいて行かれてるんだ。なぜか平地民ばかりが豊かになってるんだよ。

これを聞いたとき、私ははっとしました。アエタの人たちは、もはや、以前のような山での自給自足の伝統的な仕事に戻ることは望んでいません。しかも、15年前に比べたら、サパでのアエタの現金収入の機会は明らかに増えています。しかし、アエタの生活はますます苦しくなる一方です。なぜアエタだけが「おいて行かれる」のか、なぜ平地民と同じように生活の向上が果たせられないのか。首長の言葉は、平地民である私にも問いかけられているようでした。

グローバル化のなか、かれらを取り巻く環境でも、人、モノ、カネ、情報の移動は、ますます加速しています。そこで生活する先住民アエタ。それは日本に住む私たちにとって決して遠い「別世界」の話ではありません。私は、アエタの生きる姿や、置かれている状況を通じて、日本人としての自分たちの立場や価値観を再考することは十分可能であると考えています。また、文化や価値観が異なる人々が、多数派社会の中でいかに「ともに」働き、生活を向上していけるかという問題は、日本に暮らす外国人労働者の問題にも通じるものがあるのではないのでしょうか。

「無料法律相談会」のお知らせ(第8回)

会 場 広島市中区幟町 4 - 42 カトリック幟町教会 多目的ホール
日 時 平成 26年 11月 30日(日) 13時00分 ~ 17時(受付終了は16時)
教会の駐車場は使用できません。

相 談 員 弁護士：近藤 剛史 税理士：万徳 由美子
弁護士：一久保 直哉 社労士：小松 公寛
弁護士：田奥 明生

共催：法律相談室 響き / フィリピン人労働者を支援する会

お問合せ先 千瑞穂法律事務所内 弁護士 近藤剛史
電話 082-962-0286
広島市中区鉄砲町1番20号第3ウエノヤビル7階

特定非営利活動法人マザーハウス

～ 当事者による、受刑者たちの更生改善と社会復帰支援活動～

ミサの後、もと受刑者で現在受刑者の更生のための活動をしている五十嵐弘志さんの講演会がありました。新聞等で受刑者の社会復帰が難しいことは知っていても直接そうした話を聞く機会もなく、特別関心を持つこともありませんでしたが、たまたまミサの終わりにこの講演会があるとの案内があり、どのような話をされるのが興味がわいたので参加してきました。

彼は前科3犯、殺人以外は全てやり、通算約20年間の刑務所暮らしをされたそうです。こうした活動を始めるきっかけは三度目の逮捕拘置期間中に同じ部屋になったブラジル人が毎日お祈りをしているのを見て聖書に関心を持ったことが発端でした。カトリックの弁護士さんとの関係、また枢機卿やシスターたちと知り合ったことから信仰を深め、出所後、こうした人たちの協力を得て、受刑者たちの更生と社会復帰を支援する活動のため特定非営利活動法人マザーハウスを立ち上げられました。この会の活動の一つに「ラブレタープロジェクト」があります。これは、受刑者との文通を通じて心の交流を図ろうと言うものです。現在約200名の受刑者と80名の支援者が文通を交わしています。「部屋に手紙が届くと太陽が来た思いだ！」と感想を述べる受刑者もいるそうです。入院が長くなると人が訪ねてくるのが楽しみとなります。受刑者にとってこれらの手紙は何にもましてうれしいものなのでしょう。このプロジェクトの支援者を募集中とのことです。

こうした活動を行なう上で最も必要なことが二つあります。一つは活動に関心を持ってもらい支援されているとの実感が持てること。あと一つは「金の切れ目が縁の切れ目」ということです。そうしたことのため元受刑者のメンバーたちと駐日ルワンダ大使の協力を得てルワンダ・コーヒーの販売が行なわれていますし、全国を飛び回って講演活動をこなされています。幾何かの関心を持っていただければと思います。

マリアコーヒー 200g 900円+送料 (ロースト豆と粉の2タイプ)注文は

特定非営利活動法人マザーハウス HP <http://www.motherhouse-jp.org/index.html/>

(祈り)

慈悲深い神さま、あなたがこの私を必要としてくださっているという実感を抱く大胆さを、私にお与えください。

神さま、見捨てられた人、疎外された人びとを受け入れる力を私にお与えください。私を愛し、必要としてくださったあなたに、この私もあやかることができますように。

神さま、あなたはご存知です。見捨てられる、疎外されるということは、貧しい者の中でも最も貧しい者、孤独になる事実を意味することを。

お金のことしか考えない男性、安楽に暮らすことしか思わない女性、この人たちも疎外され得るのです。あなたがお与えくださった、この小さな地上の世界で、貧しい人々が疎外されるのと同じように。

しかし、神さま。地上のあなたの王国においては、私たち皆が裕福なものであるように計らってください。

あなたが私たちを必要とされ、私たち人間も互いに必要とし合う事実を知ることができますように。

あなたの愛、慈悲、現存こそ、神さま、私の人生における最高の宝です。

ニコラウス・テレサ・ヴァレンチノこと 五十嵐弘志

韓国で外国人労働者への「虐待がまん延」、人権団体が警告

2014年10月22日 10:01 AFP通信 発信地：ソウル/韓国

韓国には日本の研修生制度を手本した制度がありましたが、我が国同様問題が多発し、廃止され新たな制度として2004年に雇用許可制度が導入されました。この制度は世界的に高い評価を受けていたとのことですが、綻びも出てきているようです。掲載した記事は農業分野の問題です。こうした問題は制度の問題ではなく、自国の労働者が敬遠する職種の企業家の意識またコンプライアンス意識もない零細企業が中心となっているところに問題があると言えます。なお、この制度については福島大学の佐野教授が労働新聞26年7月7日号から連載中です。

アムネスティ報告 Bitter Harvest

<http://www.amnestyusa.org/research/reports/bitter-harvest-exploitation-and-forced-labor-of-migrant-agricultural-workers-in-south-korea>

【10月22日 AFP】韓国の農場で働く外国人労働者たちが、搾取を助長する「恥ずべき」労働許可制度の下でまん延する虐待の犠牲になっているとする報告書を、国際人権団体アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）が20日に発表した。

「苦い収穫（Bitter Harvest）」と題された報告書は、韓国各地の農場労働者数十人に行った聞き取り調査に基づいたもので、脅迫行為や暴力、長時間労働、悲惨な住環境が横行している実態を描き出している。

「（韓国）当局は、搾取と強制労働のための人身売買をまん延させる恥ずべき制度を作り上げている」。アムネスティでアジア太平洋地域の移民の人権問題を担当するノーマ・カン・ムイコ（Norma Kang Muico）調査官はこのように指摘し、「もし韓国人が同じような虐待の連鎖の中に追い込まれたならば、間違いなく激怒の声が上がるだろう」と述べた。

2013年時点で、韓国には25万人の外国人労働者があり、うち2万人が農業に従事している。カンボジアやネパール、ベトナムなどからの労働者が多い。こうした外国人労働者は、韓国政府の「雇用許可制度（Employment Permit System、EPS）」の下で雇用契約を結んでいる。

このEPSについてアムネスティの報告書は、極度に雇用主に有利な制度で、外国人労働者が十分な法的保護もないまま脆弱な立場に追い込まれ身動きが取れなくなっていると批判している。

改善要求を当局が妨害した例も

例えばEPSでは、雇用主がいつでも労働者を解雇できる一方、外国人労働者は雇用主が解雇証明書に署名した場合にしか転職が認められない。労働者の多くは韓国へ来るために祖国で多額の借金をしており、失職の代償が甚大なことから、搾取されてもほとんど抵抗できない。

また報告書は、韓国政府が搾取にある程度連座している可能性も疑っている。労働環境の改善を要求しようとした労働者たちが、当局から妨害を受けたというのだ。

あるカンボジア人労働者（25）はアムネスティの調査に対し、自分が雇い主に殴打されている様子を撮影した携帯電話の録画映像を持って、政府の職業センターに行ったと語った。だが「福祉士には、キャベツの切り方を間違った私が悪い、早く帰って（雇い主に）謝りなさいと言われた」という。

急速に高齢化と若者の都会進出が進む韓国では、農業や漁業、建設業の労働力不足を補うために外国人労働者を頼る傾向が強まっている。アムネスティは韓国政府に対し、労働時間や休暇日数など労働者の基本的人権を保証するとともに、雇用主が発行する解雇証明書がなくても転職を可能にするよう求めている。

韓国のEPSをめぐるのは、国連の人権問題に関する特別報告官も10月初旬に同様の懸念を示し、低賃金で単純労働に雇用される外国人労働者が増加し「深刻な問題」に直面していると警告している。(c)AFP

「外国人技能実習生チクリ掲示板」から

みなさん標題のサイトがあるのをご存知ですか？ 技能実習生を受け入れる側からこの制度についての問題などを投稿するサイトです。受入機関の職員や送出し機関の人達を中心に実習生達も投稿しています。どこまでまともに受け入れていいのかわかりませんが、この制度を考えるうえで参考になるとと思いますので、最近の投稿で面白そうなものを拾ってみました。

Re: 入管さん これは？ どうなの？

投稿者：縫製業の組合 投稿日：2014年9月11日(木)21時08分7秒

> 実習先の寮など宿泊先から講習場所に向うというやり方ではないかと

> 多分ね、でも組合よく停止喰らわなかったな、もうザルだな。

組合が停止にならない理由は、政治力が有るからでしょ。

縫製業の組合なんかもっとヒドイ。集合講習はやってるふりして、講習後は仕事。

土曜日、日曜日も仕事。入管は夜、休日はこないから安心でーす。

講習手当は支払わず、講習中でも仕事した分だけ支払われるのが常識。

残業代は1年目400円2年目500円3年目600円、それでも高いとぼやいてる。

法人でも国保、国民年金。正直JITCOはどんな調査してるのか？

JITCOはもう不要ですね。

縫製業の組合は消えてほしいわ。

失踪よりも日本の組合はあやしいわ！ 投稿者：サキャ アノジュ 投稿日：2014年6月27日(金)20時31分38秒

外国人が失踪よりも日本の組合のほうが危ないわ！私は素直にこの事業に取り組んでいるつもりですが、最近であった組合は怪しいところが多すぎて協定書を交わすもの怖い！岡山の火事場泥棒組合の条件を聞いたら本当に日本政府は組合は半分ぐらいつぶす政策とった方がいいと思いました。

【ベトナム】

日本に来るための費用 投稿者：部ト紺 投稿日：2014年10月3日(金)14時37分18秒

実習生が払う費用は、少ない送出しで60万、多い場合は100万。プラス保証金30万らしいです。

他に、面接を受けるために10万払うとかもあります。だからより良い収入を求めて失踪...

こちらでもベトナム人の失踪が増えてて、留学生も失踪してます。

先日、短大に留学生5人が入学して、2ヵ月で2人、半年後2人失踪、1人は真面目に勉強してましたが、帰国させたそうです。

俗に10人入ったら12人逃げると言われてます。

とある送出し機関にそれぞれの機関の内容聞きましたが、良い所は聞いた送出しだけでしたね。つまり、良い送出しってあるの？って事です。

【ネパール】

Re: 管理費の安い送出し機関

投稿者：サキャ アノジュ 投稿日：2014年6月27日(金)21時13分53秒

失踪は管理費とは関係ないです。原因はミスマッチなのです。組合や企業の担当は面接に行く時に送り出し機関の接待で女遊びや御酒で人選に目を暗ませてしまうからたったの2,3日で実習生の身元や性格や職業などについて情報把握できないんですよ。外国で何をしているかわからない怠け者が日本に来て仕事にならないし、仕事もできないそれで失踪の道を選んでしまうんですよ。仕事ができないと企業が給料を上げることもできないし、実習生は日本にいる友達たちに電話などをしてあなたは月いくら儲かっていますかと聞いてしまうんですよ。50円や100円の差額で自分も違う会社に働きに行ったほうがいいかなと思ってしまって、尻馬

にのることが多いです。解決法は百聞は一見しかず、企業は現地に行って、真剣に人も見極めて人選することだと思います。

- > 管理費が安い組合は非常に危ないです。
- > 要するに実習生の面倒を見ないということです。
- > だから、実習生が逃亡しても、受け入れ会社に対して責任は取りませんし、
- > ましてや逃げてくれたほうが、本人達から補償金を分捕って返さなくて済むので、儲かるからです。

【ミャンマ - 】

縫製実習生投稿者：ウイン投稿日：2014年10月4日(土)23時25分21秒

最近印西市のミャンマー人実習生達は8月末で社長の態度悪くて実習中止されました。研修センターで再勉強している。インチキした6月の未払い賃金を9月中旬に払いました、タイムカードさせないで仕事させた残業代は未解決、研修センターで再勉強中の手当は？

ただ半年で入国したので査証更新の時期、悪質ブラック企業を守るため実習中止の所で継続更新予定。ズレてる実習計画書?管理費だけを目当て、実習生達を守らない管理体制、ブラック企業、仏教徒のミャンマー人実習生達を肩揉みさせたセックハラ社長、全てを14日にミャンマー労働大臣が来日する時全部報告する準備完了、

ケラメイコス

長崎三彩

長崎にあこがれを持つ人は多いと思います。そういう私も大きな憧れを抱きながらもなかなか訪れることができません。中学2年から8年間過ごした街ですから懐かしいこともあります。住みたい街はと聞かれれば、生まれ育ち今も住んでいる広島や6年間過ごした東京ではなく長崎を挙げます。移住していた者にとって異国情緒あふれる街であるのはもちろんこの街の持つ何とも言えない雰囲気が好きとしか言いようがありません。まず長崎に来てびっくりしたのが頭の大きさほどもあるザボンと大皿に盛られて出前されてくる皿うどんでした。ちゃんぽんもおいしいのですがどういう訳かその当時食べた記憶がありません。8年間中華料理屋さんに行った記憶もないので当然かもしれません。一度子供を連れて遊びに行ったらちゃんぽんに嵌ってしまい、機会を見つけては遊びにいき、甘露と四海楼でちゃんぽんを食べ、江山楼でお土産用のちゃんぽんを買ってきます。甘露は甘めのおんかけなので好みが分かれるかもしれませんが、観光客でゴった返している四海楼は大好きな味です。さすがちゃんぽんを始めた店と言えます。



長崎のやきものというと今一つ好みに合いませんが、古くは唐津焼や初期伊万里の木原窯と面白いものがあります。現在では有田焼と並んで波佐見焼は大きな産地となっており白山陶器はここに本社があります。そのほか京風な現川焼や唐子模様の三河内焼(平戸焼)があります。こうしたやきものとは少し違った長崎土産として売られている長崎三彩もあります。江戸時代に大村藩で長与三彩として焼かれていたものが戦後復活され長崎三彩と名付けられたようです。長崎に住んで以来駅ビルや観光客相手のお店でよく見かけてきていたので私にとってはお土産品としてのイメージしかありません、しかしそれなりに楽しめるもので、上の写真のお魚は玄関横のミルクボックスに飾っています。これもサイズはいろいろあるようですがこれは縦横10cm程度のものです。下の5つは箸置きです。食器棚に積まれたままでしたが今回探し出しました。パソコンの側に一匹おいておくとおちつきこちつきして結構楽しめます。

本の紹介

難民高校生

仁藤夢乃 著 英治出版 1,500円

「今の若者は・・・」というフレーズは各世代世代を通じて言い続けられてきています。しかし私にとってはネットの世界の中で起こっていることは当然のこと、目の前で繰り広げられていること自体何も見えていませんし、自分自身が未だにフラフラと迷い続けているためそうした言葉を思い浮かべる前に、その様子を参考に自分を見直してみたいとの思いが膨らんでいきます。

この本は、かつて当事者であり、立ち直り、それらの人たちに救いの手を差し伸べている著者の来し方を本にしています。著者の情熱とバイタリティーに圧倒されるばかりです。迷いの渦の中にいるためか著者が述べていることは良く分かります。著者は難民高校生時代の親友との関係をプラスの関係ではなく、それ以上落ちないように支え合うだけの関係で、何時一緒に落ちてしまうかもしれない関係と述べています。こうした関係を自覚し、親友との関係を断ち、立ち直りへと向かい、大学に進学し東日本大震災へのボランティアに入り、地元の高校生たちと「たまげ大福だっちゃ」の企画を立ち上げ大きく発展させていきます。そうした著者の生き方の転機となったのは大検受験校で農園指導の講師をしていた牧師さんとの出会いでした。牧師さんからの影響は計り知れないものがあると思います。著者は、教えてもらったものはなにもないが、さまざまな出会いの場をつくってもらった。「学びの場、語りの場、自分と向き合う場や自己表現の場をつくることで、誰かに「教わる」のではなく、自分たちで「学べる」機会をたくさんつくってくれた。」と述べています。確かに自分の人生を振り返ってみても上から目線の一定方向への強制に対しては今でもそうですが反発しか覚えませんし、就職も決まっていたのに、他学部への学士編入をただ黙って認めてくれた父親の心の内はどうだったのかと考えてしまいます。ただじっと見守り続けることは難しいといえますし、苦しんでいる人に言葉をかけることに意味があるのでしょうか。著者が言うように自分が判断しなければ何も前に進まないはずで。

最後に著者は言っています。「大人が若者たちの可能性を信じなければ、彼らは自分の可能性を信じることはできない。今の大人たちにも、自分が子どもだった頃、自分の可能性を信じてくれる大人がどこかにいたはずだ。」

言葉

大安楽境 無心の境地

対立の世界にいる限りは、何だ彼だ、真、善、聖とかいうようなもの、我楽苦多が仰山にある。いろいろなものを次から次へと積み上げ、重ね上げた世界では、動きがとれなくなる。賽の河原で子供が小石を積み重ねると、鬼が出てきてこれを一度に踏み倒してしまうというが、それと同じ案配に、自分らが一心に作りあげたと考える、この世界を一瞬時にたたきつぶしてしまわなくてはならぬ。

「無心ということ」 鈴木大拙 角川文庫 P 46

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所

フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成26年11月 1日 発行